多摩市勤労者市民共済会

# 保　存　版

令和４年５月発行



多摩市勤労者市民共済会は、市内中・小規模事業所に働く、事業主と従業員の方の勤労者福祉事業を総合的に展開し、事業所の振興、勤労者の意欲向上、及び地域社会の発展に寄与することを目的として、昭和５９年６月１日に勤労者、事業主及び多摩市が相互に協力して設立された互助団体です。この保存版をご覧になり、事業内容など理解していただいて大いにご利用していただければ幸いに存じます。

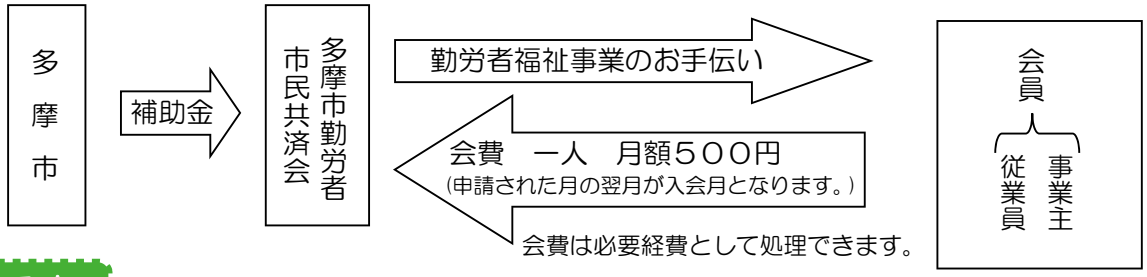


## 入会できる方

**◇団体会員**

多摩市内の事業所（従業員１００人以下）に勤務する従業員とその事業主、および個人事業主。
パートタイマーの方も長期であれば入会できます。

**◇個人会員**

多摩市内在住で市外の事業所に勤務する従業員または事業主、および個人事業主。

## 入会金・会費

**入会金　５００円／人　　月会費　５００円／人**

◇会費は、年４回（４月・７月・１０月・１月の 20 日※金融機関が休業日の場合翌営業日）３ヵ月ごとに指定していただいた金融機関の口座から自動振替されます。
◇事業主が負担した会費は税法上損金又は必要経費として処理できます。
◇入会されると会員証を発行します。会員証は各事業を利用する際必要となる場合があります。
（紛失・破損の場合、再発行料（100 円）がかかります）

## 入会・脱会について

◇**入　会**　提出書類・・・①加入申込書(当会所定)
②個人カード(当会所定)にご記入の上、事務局までご提出下さい。(郵送可)
※新規事業所の場合、別途「預金口座振替依頼書」(当会所定３枚複写)の提出も必要になります。
また、初回のみ入会金、会費につきましては、事務局窓口までご持参、またはお振込みをお願いします。

◇**脱　会**　提出書類・・・①脱会届(当会所定)にご記入の上、会員証を添付し事務局までご提出下さい。(郵送可)
※**入会、脱会とも**事務局に書類を提出していただいた翌月が入脱会月となります。
（例：４月に事務局に提出の場合、５月入脱会）
※申請用紙は HP よりダウンロードしていただくか、または事務局までご連絡下さい。

## 共済会事務局

**多摩市勤労者市民共済会**
〒206-8666　多摩市関戸 6-12-1　(多摩市役所・2F 経済観光課内)
TEL　042-375-8111(内線 2365)　　FAX　042-337-7659
E メールアドレス　info@tamashi.zenpuku.or.jp
ホームページ　多摩市勤労者市民共済会　検　索
窓口営業時間　午前9:00～午後5:00　土曜・日曜・祝日・年末年始を除く

## 在職中の生活安定事業

★共済会で利子補給をしているので、低い利率でご利用できます。
教育（入学金、授業料など）、医療（出産など）、物品購入（車、家具など）、冠婚葬祭、その他生活に必要なもの（引越しなど）の貸付あっせんを行っています。既に支払いを始めているものについてのあっせんはできませんので、お早めにどうぞ。

### 生活資金貸付あっせん事業

**◇貸付あっせん条件**

| | |
|---|---|
| 取扱金融機関 | 中央労働金庫　府中支店 |
| 貸付限度額 | １００万円（１万円単位、１０万円以上） |
| 貸 付 期 間 | ５年以内（ただし、５０万円の場合は３年以内） |
| 返 済 方 法 | 元利均等割賦返済 |
| 契 約 利 率 | １．６％（別途保証料 1.2%）※年度によって変わります |

提出書類（共済会窓口へ）
①所定の申請書
②資金使途証明書（見積書など）
※発行印のあるもの
③その他必要書類

**◇貸付対象**　１．同一市区町村に引き続き１年以上住所を有している２０歳以上の方。
２．同一事業所に引き続き１年以上勤務し、共済会加入後３ヶ月以上経過している会員。
３．市都民税及び共済会会費を滞納していないこと。
４．この制度の貸付金の償還を完了していること。　５．充分な償還能力を有すると認められる者。

**◇その他**　あっせん後、金融機関から必要な書類（源泉徴収票など）の提出依頼があります。
・所定の申請書への押印は、印鑑証明書と同じものをご使用ください。
・申込から決定まで、１０日くらいかかります。・保証協会の保証が得られない場合、融資は受けられません。

★市民共済会では、次頁の給付一覧表にある事由が会員に発生した場合、給付金を支給しております。

### 給付事業

◇当会で行っている給付事業は、一部の給付項目について「一般財団法人　全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木 2-11-17 略称：全労済協会）」を引受保険団体とする「自治体提携慶弔共済保険契約」を締結し、給付を行っています。

**◇給付までの流れ**

①事由の発生：入会月の翌月から受給資格が発生
⇒
②給付申請：事由発生後、申請期間は３年間
⇒
③書類審査：※全労済協会による審査
※申請から給付金の受取りまで１～2ヶ月かかります
⇒
④給 付：振込み、又は窓口にて受け取り

提出書類　**①所定の申請書　②添付書類（給付一覧表参照）**

※申請用紙は HP よりダウンロードしていただくか、または事務局までご連絡下さい。
※給付申請１件ごとに、申請書が１枚ずつ必要です。（同じ事由でも申請１件につき１枚必要です）

給付金の返還　給付金を偽って申請したり、不正な行為により受領した場合は、ただちに返還していただきます。また、同時に会員の資格を失います。（給付規程第８条による）

※給付金受給資格は入会月の翌月事由発生からになります。申請猶予は事由が発生した翌日から３年間ですが、会員を脱会すると給付資格は失効されますので、ご確認の上お早めに申請してください。
※会費の未納がある場合は、共済給付金のお支払いを停止いたします。
※給付の決定に不服がある場合、申立ては決定後 60 日以内となります。
※全労済協会保険金支払いの各条件等については、当該保険の普通保険約款及び特約条項の規定によります。
※給付事業は、会員相互の共済制度です。将来、改定されることもありますので予めご了承ください。

## ◇給付一覧表

| 給付の事由 | | | | | 給付金額 全労済協会給付金 | 給付金額 独自給付金 | 添付書類 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 死亡弔慰金 | 会員 | 疾病による死亡 ※1 | | 65歳未満 | 150,000円 | | ①共済金給付申請書（当会所定）<br>②本人死亡・後遺障害保険金請求書（全労済協会所定・事務局まで）<br>③医師の死亡診断書（検案書）死因及び死亡日の確認ができるもの（写し）<br>④会員と受取人の関係がわかる戸籍謄本(写し)<br>⑤別途添付書類必要な場合あり<br>※不慮・交通事故は別途添付書類あり |
| | | | | 65歳以上 | 75,000円 | | |
| | | 不慮の事故※1 | | | 150,000円 | | |
| | 配偶者死亡 | | | | 30,000円 | | ①共済金給付申請書（当会所定）<br>②戸籍謄本の写し等、会員との関係と死亡日の確認ができる書類<br><br>※住宅災害の場合、別途必要書類あり |
| | 子の死亡（妊娠7か月以上の死産を含む） | | | | 10,000円 | | |
| | 親の死亡（会員の実・養・継・義父母） | | | | 5,000円 | | |
| | 住宅災害による同居親族（6親等内の血族・3親等内の姻族） | | | | 20,000円 | | |
| 見舞金 | 後遺障害重度障害 | 不慮の事故による後遺障害※1・2 | | | 150,000～6,000円 | | 後遺障害認定は労働者災害補償保険法施行規則に準じています。<br>提出書類等詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。 |
| | | 疾病による重度障害※1・2 | | 65歳未満 | 150,000円 | | |
| | | | | 65歳以上 | 75,000円 | | |
| | 傷病による休業 | 会員の休業14日以上 | | | 5,000円 | | ①共済金給付申請書（当会所定）<br>②傷病休業保険金請求書（全労済協会所定・事務局まで）<br>③医師の診断書等、傷病による休業期間が確認できる書類 |
| | | 会員の休業30日以上 | | | 10,000円 | | |
| | | 会員の休業60日以上 | | | 15,000円 | | |
| | | 会員の休業90日以上 | | | 20,000円 | | |
| | | 会員の休業120日以上 | | | 25,000円 | | |
| | 住宅災害 | 火災等※3 | 建物・家財の損害程度 | 50%以上 | 200,000円 | | ①関係官署の罹災証明書<br>②共済金支払請求書（全労済協会所定）他<br><br>※会員が居住する建物が対象になります。<br>※詳細は事務局までお問い合わせください。 |
| | | | | 30%以上50%未満 | 140,000円 | | |
| | | | | 20%以上30%未満 | 100,000円 | | |
| | | | | 20%未満 | 40,000円 | | |
| | | 自然災害等 | 建物の損害程度 | 70%以上 | 60,000円 | | |
| | | | | 20%以上70%未満 | 30,000円 | | |
| | | | | 20%未満 | 6,000円 | | |
| | | | 床上浸水 | | 12,000円 | | |
| 祝金 | 会員の金婚（夫婦健在・結婚50周年） | | | | 10,000円 | | ①共済金給付申請書（当会所定）<br>②戸籍謄本（事由発生日以降発行）の写し等、夫婦名と婚姻日を証明する書類 |
| | 会員の銀婚（夫婦健在・結婚25周年） | | | | | 8,000円 | |
| | 会員の結婚 | | | | | 10,000円 | ①共済金給付申請書（当会所定）<br>②戸籍謄本の写し等法律上の婚姻が確認できるもの |
| | 会員の子の出生(生後14日以内の死亡は対象外) | | | | | 8,000円 | ①共済金給付申請書（当会所定）<br>②母子手帳の写し、健康保険証の写し、又は住民票の写し等のいずれか、出生と会員との関係がわかるものを一通 |
| | 会員の子の小学校入学(会員と生計を一にする子) | | | | | 5,000円 | ①共済金給付申請書(当会所定)<br>②健康保険証・住民票等生年月日と会員との親子関係が確認できる書類の写し |
| | 会員の子の中学校入学(会員と生計を一にする子) | | | | | 5,000円 | |

※1「疾病」にも「不慮の事故」にも該当しない主な場合

| | |
|---|---|
| 死亡原因として | 嚥下障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉そくまたは窒息」 |
| | 飢餓、渇き、自然死（老衰）等 |
| 不慮の事故免責事由として | 故意または重大な過失（自殺含む） |
| | 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付き自転車を運転している間 |
| | 酒に酔った状態で自動車または原動機付き自転車を運転している間 |
| | 麻薬、大麻、あへん、覚せき剤、シンナー等の影響により正常な運転が出来ない恐れがある状態で自動車または原動機付き自転車を運転している間 |

※2 重度障害とは労働災害補償保険法施行規則別表第１「障害等級表」の第１級、第２級、又は第３級の②③④のいずれかの後遺障害の状態とする。
後遺障害とは労働災害補償保険法施行規則別表第１「障害等級表」の第３の①⑤～第１４級のいずれかの後遺障害の状態とする。

※3 会員の居住する建物、及び建物内の家財が火災等にあった場合を対象とする。

# 健康維持管理増進事業

★中小規模事業所の事業主、従業員の安全と健康確保対策として、自主的安全衛生活動の推進支援のため実施します。

## 健康維持増進

◇極楽湯・おふろの王様・竹取の湯・ロテンガーデン等日帰り入浴施設・アクアブルー多摩等、割引チケットのあっせん、また、防災用品あっせん、健康づくり講座の開催等、健康維持増進にかかる事業を行います。　募集は随時会報でお知らせします。

## 健康診断補助金

**定期健康診断補助金・・・２，０００円**

**または、人間ドック・・・・・・・・ ５，０００円（年度どちらか１回）**

受診施設に指定はございません。お好きなところで受診してください。

会員の方が定期健康診断または人間ドックを受診した場合、年度１回どちらかの補助をします。

**※乳がん・大腸がん・胃がん検診・脳ドック等単独の検診、オプション代は対象になりません。**

**※受診金額が補助金額に満たない場合は補助対象になりません。**

提出書類　❶当会所定の申請書　❷医療機関発行の領収書の写し【会員の診断明細《受診会員名・受診日・受診内容（定期健康診断(生活習慣病予防健診等)または人間ドックの明記）・受診料記載》を添付】

受給資格　受診時に共済会入会後３ヵ月を経過し、かつ申請時に会員であること。
（例：４月入会の方は７月から対象になります）

申請期限　**毎年度３月２６日までに**事務局に申請してください。期限を過ぎますと申請できませんので、お早めに申請してください。申請期限ぎりぎりの受診の場合は事前に事務局までご相談下さい。会員を脱会すると受給資格は失効されますので、ご確認の上お早めに申請してください。

※申請用紙は HP よりダウンロードしていただくか、または事務局までご連絡下さい。

※領収書は、領収書記載の受診日より１年間有効とし、その後失効します。

## 健康診断割引提携施設

下記施設と健康診断を割引でご利用できる契約をしています。（完全予約制）
ご予約の際、必ず「多摩市勤労者市民共済会会員」である旨をお伝えください。

**※会員の方は共済会健康診断補助金もご利用できます。**

※契約施設及び事業内容につきましては、予告なく変更・解除される場合がございます。

### ◇聖ヶ丘病院

多摩市連光寺 2-69-6
**対　象**：会員と同居家族
**（予約）0120-034-211**
(休診日を除く 10:00～17:00)

| 各種健診（税別） | 契約料金 | 一般料金 | 各種健診（税別） | 契約料金 | 一般料金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 日帰り人間ドック | **36,000 円** | 41,000 円 | 生活習慣病健診 | **16,500 円** | 18,500 円 |
| 法定健診 A<br>40歳未満(35歳除く) | **4,000 円** | 6,500 円 | 法定健診 B<br>40歳以上・35歳 | **8,500 円** | 10,500 円 |
| オプション<br>乳触診＋ﾏﾝﾓｸﾞﾗﾌｨまたは乳腺超音波<br>(乳腺検診医師・技師ともに女性です) | **4,500 円** | 5,000 円 | オプション<br>子宮がん検診 | **3,600 円** | 4,000 円 |

### ◇立川北口健診館　042-521-1212

JR「立川駅」北口下車徒歩５分
多摩都市モノレール「立川北駅」下車５分
**対　象**：会員

| 各種健診（税別） | 契約料金 | 一般料金 | 各種健診（税別） | 契約料金 | 一般料金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 日帰り人間ドック | **38,700 円** | 41,000 円 | 生活習慣病健診 | **18,900 円** | 21,000 円 |
| 1 泊２日人間ドック | **58,500 円** | 65,000 円 | 法定健診 | **8,100 円** | 9,000 円 |
| 女性生活習慣病健診 | **27,900 円** | 31,000 円 | 簡易法定健診 | **3,600 円** | 4,000 円 |

### イムスグループ予防医学部門３施設

**対　象**：会員

| 各種健診（税別） | 契約料金 | 一般料金 | 各種健診（税別） | 契約料金 | 一般料金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 日帰り人間ドック | **36,500 円** | 47,000 円 | 生活習慣病健診 | **19,000 円** | 25,500 円 |
| 1 泊２日人間ドック | **55,000 円** | 67,000 円 | 定期健康診断<br>35 歳・40 歳以上 | **7,600 円** | 10,000 円 |
| 日帰り脳併診ドック※ | **59,500 円** | 77,000 円 | 定期健康診断 34 歳<br>以下・36～39 歳 | **3,800 円** | 6,500 円 |
| 1 泊２日脳併診ドック※ | **78,000 円** | 97,000 円 | 脳ドック※ | **30,000 円** | 34,000 円 |

※脳ドックは池袋のみ実施可能

### ◇池袋ロイヤルクリニック

03-3989-1112
JR「池袋駅」東口下車徒歩３分

### ◇新宿ロイヤル診療所

03-3375-3371
「新宿駅」直結徒歩１分

### ◇イムス八重洲クリニック

03-3567-2080
「東京駅」八重洲南口徒歩６分

## 提携ゴルフ場

◇当会と契約している提携ゴルフ場において、当会「会員証」の提示でプレー料金が割引金額でご利用になれます。(同伴者も可)

利用方法　下記契約施設にご予約時「多摩市勤労者市民共済会の会員」である旨を伝えて、利用当日当会「会員証」を提示。

**当会会員の方はさらに、年度２回までプレー料金を会員の方に補助します。**健康維持増進にご活用下さい。

助成金額　会員１人１回　**１，０００円**　※年度２回まで　会員のみ対象です。

利用方法　❶下記契約施設にご予約時に「多摩市勤労者市民共済会の会員」である旨を伝えてご予約をお取り下さい。
❷共済会事務局で「利用補助券」を発行しますので、共済会事務局まで申請にお越し下さい。
❸ご利用時に各施設に利用券を提出するとプレー料金から助成金額を引いた料金で利用できます。

※季節等により料金が異なります。詳しくは各契約施設にお問い合わせ下さい。
※契約施設及び事業内容につきましては、見直しされる場合がございます。

| 契約施設 | 連絡先 | URL |
|---|---|---|
| 大月カントリークラブ（山梨県大月） | 0554-26-5559 | https://www.ohtsukicc.co.jp/ |
| 富士レイクサイドカントリー倶楽部（富士山） | 0555-86-3111 | https://www.fujilakeside-cc.jp/ |
| 富士桜カントリー倶楽部（河口湖） | 0555-73-2211 | https://www.fujizakura-cc.jp/ |
| 敷島カントリー倶楽部（韮崎） | 055-277-6111 | https://www.shikishima-cc.jp/ |
| 都ゴルフ倶楽部（山梨県都留市） | 0554-45-3111 | https://mgc.tatemomo-golf.com/ |
| Ｊゴルフ鶴ヶ島（埼玉県日高市） | 042-985-2470 | https://jgt.tatemomo-golf.com / |

## 山の家

**季節限定契約施設**　契約施設なので大変お得な料金でご利用できます。

◇**山の家**・・・冬季施設として新潟・長野方面６施設と契約していますので、スキーなど冬季期間中利用できます。

利用期間　１２月１日～３月25日

助成金額　１泊**２，０００円**(中学生以上)**１，０００円**(小学生)※会員と同居家族が対象。期間中１人上限２泊まで助成

利用方法　会報でご案内します。(11月号)　❶会員の方が各施設に直接予約をお取りください。
❷事務局で利用券を発行しますので、申請にお越しください。その際会員のご印鑑をお持ち下さい。
❸利用券を宿泊施設に提出すると割引金額で宿泊できます。
※契約施設及び事業内容につきましては、見直しされる場合がございます。

| 契約施設 | 連絡先 |
|---|---|
| 八峯苑（鹿の湯）（富士見高原スキー場） | 0266-66-2131 |
| 湯沢パークホテル（湯沢パークスキー場） | 025-787-4111 |
| ニューグリーンピア津南（プライベートゲレンデ） | 025-765-4611 |

| 契約施設 | 連絡先 |
|---|---|
| 小海リエックス（リエックススキーバレー） | 0267-93-2211 |
| 福美津屋（菅平高原スキー場） | 0268-74-2529 |

★同居家族とは・・会員と同居の二親等以内でかつ、同一生計(家計と寝食が同じ)親族（二世帯住宅は対象外）

## 老後の生活安定事業

★老後の豊かで安定した生活を送るため、また事業所への人材定着のための事業です。

## 退職金共済掛金補助金

◇**中小企業退職金共済掛金補助金・・・月５００円　３年間**

国の制度である「中小企業退職金共済制度」（中退共）に加入している会員に対して、掛金の一部を事業主に補助します。
申請は年度１回、**前年度１年分**を申請してください。

提出書類　❶当会所定の申請書　❷申請対象者全員分の「掛金納付状況票」の写し
（契約日、会員氏名、掛金月額、直近の納付状況が記載されている一覧表）毎年4～5月に中退共より送付されます。
❸申請時にすでに退職されて「掛金納付状況票」に氏名の記載がない会員の方は、中退共から事業主宛てに送付された「退職金支払いのお知らせ」の写し

受給資格　共済会入会後３ヵ月を経過している会員(例：４月入会の方は７月から対象になります)

申請期間　**４月～７月末日までに**事務局に申請してください。
期限を過ぎますと申請できませんので、お早めに申請してください。

※申請用紙はHPよりダウンロードしていただくか、または事務局までご連絡下さい。
※再雇用等で新たに雇用された場合でも、同一事業所における同一会員への補助は一回のみとなります。

退職金制度の詳しい内容に関してのお問い合わせは
中小企業退職金共済事業本部０３-６９０７-１２３４
中退共 HP：https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp

**中退共制度の特色**
★**国の制度**ですので、安全・確実・有利な特典があります。
★掛金の一部を国が助成します。
★掛金は税法上、損金または必要経費として全額非課税となります。
★過去の勤務期間や転職した場合の通算ができます。

## 自己啓発支援事業

★会員の方の自己能力の向上、仕事のやる気を高める等、人材育成に役立つスキルアップ支援の補助または講座の開催をしています。

### 研究・講習会

◇プリザーブドフラワーアレンジメント講座等、会員の方のニーズにあった講習会、講演会を主催、またはあっせんします。随時会報でお知らせします。

### 教室・通信講座

やりたいことを見つけよう！「趣味･教養を広げたい」「専門知識を身につけたい」「何か始めたい」そんな皆様へ！ ムリ、ムダ、ムラを省いた効率的な学習！資格取得、ビジネススキル、趣味、教養に関する幅広い分野の講座を取り揃えています。

対　象　会員と同居家族　詳　細　全福センターHP(P10 参照) **※直接施設へお申込みすると割引は受けられません。**

**◇資格の大原**　会員価格　受講料５%割引き　※一部、特典対象外の講座あり。他の割引との併用は不可。
**◇NHK 学園（生涯学習通信講座）**　会員価格　受講金額より 2,000 円割引。※一部、特典対象外の講座あり。
**◇がくぶん**(学文社)　会員価格　通常受講料 20%引　※日ペン割引対象外
**◇ユーキャン**　全 130 講座の充実した通信教育！　会員価格　通常価格より 15%割引

### 自己啓発補助金

**◇自己啓発補助金・・・５，０００円（年度１回）**

会員の方が趣味・教養のため受講した講座が修了した時点で、申請できます。
または、スポーツクラブ会員の月・年会費も対象になります。
事務局まで申請してください。(受講料が 5000 円を超える講座が対象になります)

提出書類　❶当会所定の申請書　❷講座修了証書の写し　❸講座領収書の写し
※受講者本人の領収明細と講座修了証書の**両方**が添付されませんと補助対象になりません。
必ず添付して申請してください。

受給資格　受講開始時に共済会入会後３ヵ月を経過し、かつ講座修了時及び申請時に会員であること。
(例：４月入会の方は７月から対象)
※資格・技能免許の更新などの講習は、自己啓発の補助対象にはなりません。

提出書類　❶当会所定の申請書　❷スポーツクラブ会員であることの証明書【会員のフルネーム、領収金額、会員期間が記載されているもの】　❸スポーツクラブ会員証のコピー　※別途領収証が必要な場合あり

受給資格　共済会入会後３ヵ月を経過し、かつ申請時にスポーツクラブ会員であること。
(例：４月入会の方は７月から対象)

申請期限　**毎年度３月２６日までに**事務局に申請してください。期限を過ぎますと申請できませんので、お早めに申請してください。申請期限ぎりぎりの講座修了の場合は事前に事務局までご相談下さい。会員を脱会すると受給資格は失効されますので、ご確認の上お早めに申請してください。

## 余暇活動事業

★会員の皆様が豊かで潤いと活力のある生活を送り、働く意欲を高められるよう実施します。対象は会員とその同居家族です。

### 日帰り・宿泊ツアー

◇多摩市から出発する季節狩り・年末買物・グルメツアー、またあっせん旅行等各種ツアーを行っています。会で一部補助していますので、より安くご利用できます。

### 観劇・スポーツ観戦

◇イオンシネマ・TOHO シネマズの映画チケット・コンサート・演劇・美術展等幅広い分野のチケットを会員価格であっせんします。また、個人ではとりにくいプロ野球・Ｊリーグサッカーの観戦チケット等スポーツ観戦も取り扱います。募集は随時会報でお知らせします。

## レジャー等チケットあっせん

◇サンリオピューロランド・東京ディズニーリゾート・よみうりランド・図書カード・QUO カード等チケットを会員価格であっせんします。募集は随時会報でお知らせします。

## グルメ・レストラン等チケットあっせん

◇市内・市外施設等グルメチケット・ジェフグルメカード等チケットを会員価格であっせんします。募集は随時会報でお知らせします。

## 京王プラザホテル

◇市内・市外ホテル等の飲食施設と割引契約を結び、**当会会員証の提示**をすることで、優待金額でご利用になれます。

**◇京王プラザホテル（新宿・多摩・八王子）**※多摩は令和５年１月に閉館予定です

優待内容　飲食代金の１０%OFF

対象店舗　**新宿：本館２階**　懐石「蒼樹庵」・和食「かがり」・日本酒ﾊﾞｰ「天乃川」・中国料理「南園」・ｵｰﾙﾃﾞｲﾀﾞｲﾆﾝｸﾞ「樹林」・ｽｰﾊﾟｰﾌﾞｯﾌｪ「グラスコート（ﾃﾞｨﾅｰﾀｲﾑのみ２時間）」

**本館３階**　カクテル＆ティーラウンジ・ｱｰﾄﾗｳﾝｼﾞ「デュエット」

**本館７階**　鉄板焼「やまなみ」・天麩羅「しゅん」

**本館 45 階**　ｽｶｲﾗｳﾝｼﾞ「オーロラ」　**本館 47 階**　カラオケ 47

**南館２階**　ﾌﾚﾝﾁ&ｲﾀﾘｱﾝ「デュオ フルシェット」・ｺﾘｱﾝﾀﾞｲﾆﾝｸﾞ「五穀亭」・ﾒｲﾝﾊﾞｰ「ブリアン」

**多摩：東館２階**　日本料理「あしび」・ﾛﾋﾞｰﾗｳﾝｼﾞ「デュエット」

**東館４階**　ﾚｽﾄﾗﾝ「樹林」・中国料理「南園」

**八王子：　１階**「ロビーラウンジ」**２階**ﾚｽﾄﾗﾝ「ル クレール」・中国料理「南園」・ﾒｲﾝﾊﾞｰ「プラフォン」

**15 階**　日本料理「みやま」・鉄板焼「やまなみ」・鮨処「ハー」

除外日　12 月 31 日～1 月３日

対象外　特別プラン・食事券・お持帰り商品　※他の優待・割引・ポイント付与との併用は不可

対象外店舗　ファミリーパーラー・久兵衛・麓屋・ポピンズ・生活彩家・グラスコート(ランチタイム)

## 東京ディズニーリゾート

**コーポレートプログラム利用券【1,000 円割引券】**

◇利用できる施設・利用方法

◇東京ディズニーランド＆シーのパークチケットを購入。
（チケット１枚につき利用券１枚利用、オンライン購入・パーク内自動券売機利用可）

◇ディズニーホテル宿泊費　宿泊時にフロントに提出
（宿泊者１名につき、１枚利用可。同一ホテルで２泊以上の場合も１枚のみ）

会員一人につき**年度３枚まで**発行します。

ただし、なくなり次第終了。有効期間は毎年度４月１日～３月 31 日です。

特設 WEB サイト【URL】[redacted]

※事業内容は予告なく変更される場合があります。ご了承ください。

## FUJIYAMA Club

企業向け福利厚生サービス　フジヤマクラブ

富士急グループの遊園地(富士急ハイランド・さがみ湖プレジャーフォレスト等)やゴルフ場等の施設を「ご優待料金」でご利用できる FUJIYAMA 倶楽部に登録しています。HP からは各施設の優待料金情報や、お得な情報をご覧いただけます。FUJIYAMA 倶楽部 ☜ 検索　ID：[redacted]　パスワード：[redacted]

## ムーミンバレーパーク モイクラブ

◇通年、優待料金で入場できるモイクラブ会員に登録しています。
下記 QR コードより専用サイトにアクセスし、下記パスワードをご入力し優待チケットをご購入することが出来ます。

| 1 デーパス　日付指定券 | | |
|---|---|---|
| おとな<br>中学生以上 | 通常当日<br>3,200 円 | MoiClub<br>優待料金<br>2,700 円 |
| こども<br>4 歳～小学生 | 通常当日<br>2,000 円 | MoiClub<br>優待料金<br>1,500 円 |

パスワード：[redacted]

## 施設利用共通補助券

◇当会では、日帰り入浴施設を割引料金でご利用できる補助券を、年度数回会報に同封しています。当会事務局でチケットを購入する必要がなく、直接利用施設に提出して割引でご利用できるので利用しやすいです。
ぜひご活用下さい。

## 随時受付チケット

※年間を通してご利用になれます。チケットは完売する場合もございます。

| 施　設　名 | 券 種 | 会員価格 | 一般料金 | 申込方法 |
|---|---|---|---|---|
| サンリオ<br>ピューロランド | 1日<br>フリーパス券 | 大　人2，１００円<br>小　人1，１００円<br>シニア1，１００円 | 大 3,600 円～4,900 円<br>小 2,500 円～3,800 円<br>ｼﾆｱ 2,500 円～3,800 円 | 電話または<br>ホームページ「サンリオ随時受付チケット」よりお申込みください。<br>会員１名につき年度合計５枚まで |

◇施設において、利用の解除または料金が変更される場合があります。予めご了承ください。

## 旅行補助金

### ◇ 旅行補助金・・・２，０００円（年度１回）

会員の方が宿泊旅行に行った場合、年度１回補助をします。事務局まで申請してください。
宿泊施設に指定はございません。お好きなところにご宿泊してください。

提出書類　❶当会所定の申請書
❷領収書の写し(※会員氏名（フルネーム）・宿泊日と期間記載の宿泊が証明できる領収書)
※利用会員が宿泊したことが確認できる明細書、行程表等の添付が必要の場合あり。
または宿泊施設発行の宿泊証明書(当会所定)を添付

受給資格　旅行時に共済会入会後３ヵ月を経過し、かつ申請時に会員であること。(例：4月入会の方は7月から対象)

申請期限　毎年度３月２６日までに事務局に申請してください。期限を過ぎますと申請できませんので、お早めに申請してください。申請期限ぎりぎりの旅行の場合は事前に事務局までご相談下さい。

## 旅行代理店旅行割引

| 企画旅行会社他 | | | お申込み・お問い合わせ |
|---|---|---|---|
| JTB | ジャルパック | 東武トップツアーズ | 詳細は全福センターHP をご覧ください。 |
| エイチ・アイ・エス ベネフィットデスク | | じゃらんコーポレートサービス | |
| アクティビティジャパン | | 日本旅行リテイリング | |

※特典内容は予告なく変更となる場合があります。
◇必ず申込み方法を確認してください。★直接でのお申込みは割引になりません。
◇詳細は全福センターHPをご覧ください。ID・パスワードはP10をご覧ください。その他旅行代理店もあります。

NIPPON Rent-A-Car

**一般料金より最大55%割引！**（車種によって異なります）

お申込みは HP より ニッポンレンタカー　ワンデイスキップ ☜検索 ログイン画面より

ID：[redacted]　パスワード：[redacted]　（ともに半角）

★インターネットで予約、クレジットカードでお支払い

## 割引宿泊施設

全福センターを通じて各施設と法人契約を結んでいます。宿泊施設を優待価格でご利用になれます。（時期や施設により異なります）

四季倶楽部　かんぽの宿　ルートインホテルズ　東急ホテルズ
ワシントングループホテル　藤田観光リゾート　他

利用方法・詳細につきましては、全福センターHP をご覧ください　※全福センターID・パスワードは P10 をご覧ください。 ※各施設において、利用の解除または料金が変更される場合があります。予めご了承ください。

## チケットご利用方法

1. 対象は会員様ご本人と同居のご家族のみとなります。（但し申込み枚数については会報の各実施内容をご覧ください）
2. 共済会窓口にチケット等をお受取り（ご購入）の際は、会員証を必ずお持ちください。
   会員証を提示していただく場合もあります。
3. 窓口でのお受け取りはご本人ではなくても代理の方や、どなたか代表の方が取りまとめてでも結構です。
   その際にも必ず会員証をご提示ください。
4. チケットによっては募集人数・枚数を超えた場合は抽選となります。

**ご注意点** ☆毎回、会報で掲載される申込み期間終了後のキャンセルはできません。
☆各種チケット、利用補助券等は会員と同居のご家族がご利用いただくものです。
ネットオークションへの出品・金券ショップへの転売は固く禁止しております。そのような行為が判明した場合、今後利用を制限させていただきますのでチケットのお取扱いには、十分ご注意くださいます様お願いいたします。

**届いた会報を見てチケットを申し込む**
（申込み期間内に）
A　電話で
B　ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞで
受取りを郵送（有料）でご希望の場合はホームページからお申込みください。

**A　電話で**
①ご希望チケットの種類と枚数
②事業所名・会員名
③昼間にご連絡がとれる電話番号をお伝えください。

**B　ホームページで　※2**
トップページ右側をクリック。 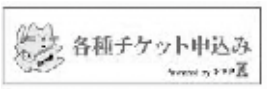

手順に従って進みお申込みください。
お申込み完了後、ジックＺより「自動配信メール」と共済会事務局より申込内容を確認後「確認メール」の２通のメールが入力されたアドレス宛に届きます。
お支払い・受取り・抽選・確定等の詳細は共済会事務局からのこの「確認メール」でご確認ください。

**チケットを受け取る**
（お渡し期間内に）
A　窓口で
B　郵送(有料）で

**A　窓口で**
チケットの種類と枚数を確認の上、現金でのお支払と同時にお渡しいたします。

**B　郵送（有料）で　※1**
①ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞから郵送の申し込みをした方には、後ほどメールで振込先をご案内します。
②チケット代金と郵送料を期日までにお振込ください。（振込手数料は会員様ご負担）
③入金確認後、簡易書留等で郵送いたします。

多摩市勤労者市民共済会　検　索

※1　観劇・スポーツ観戦等、チケットの種類によってはご用意・発送にお時間がかかる場合があります。取りまとめて発送できない場合は発送ごとに郵送料がかかります。
※2　「自動配信ﾒｰﾙ」と「確認ﾒｰﾙ」を２通出しますのでご確認ください。確認メールが２通届かない場合は申込期限内にご連絡をください。「受信拒否」や「迷惑ﾒｰﾙﾌｫﾙﾀﾞ」に入っている場合、返信ﾒｰﾙが届かない場合もありますので、「お申込み受付（自動配信ﾒｰﾙ）」は「no-reply@gicz.jp」、確認ﾒｰﾙは「zenpuku.or.jp」の両方からﾒｰﾙが届くようﾄﾞﾒｲﾝ受信可能設定等をお願いいたします。

# 情報提供事業

★会員の方のニーズにあった多種多様な情報を提供します。

## ホームページ

◇共済会ホームページでは、共済会の事業内容、最新の情報、各種申請用紙のダウンロード、「共済会だより」等情報を掲載しています。

多摩市勤労者市民共済会　検　索

## 会報発行

◇年度６回程度発行する「共済会だより」で、共済会が行う事業、情報、各種申請のお知らせなどをご案内します。会報は、各事業所を通じて会員１人つき１部配布します。

## 広告チラシ無料封入

◇**封入無料！**会報発行時に会員事業所の広告等情報チラシを無料で封入します。

★**同封できるサイズ及び枚数**　A4 サイズ以下（片面･両面問わず）・会員事業所枚数
★**同封条件**　❶共済会会員事業所であること。
❷共済会会員へご優待情報を載せられる方。
❸封入するチラシは貴社が印刷をし、指定した期日までに会員事業所枚数を当会に納品できること。
★先着順にて受付し、順次共済会だより発行時に同封します。　★申込みは共済会事務局まで

## 多摩情報コーナー

◇**記事掲載無料！！**情報を掲載する方、利用する方、会員の皆様が相互に活用できるお得な情報発信コーナーです。共済会会報内に掲載します。
★随時掲載募集中！　先着順にて受付し、順次共済会だよりに掲載します。
★掲載条件　共済会会員事業所であること。共済会会員へご優待情報を載せられる方。
★掲載サイズ　約 A4/6（予定）　★申込みは共済会事務局まで

## 全福センター

（一社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンター

◇当会では全国の共済会・サービスセンターと連携・協力を図り、スケールメリットを活かした総合的な事業を提供するため「全福センター」に加入しています。

★当会ホームページ内の　全福センター　をクリックすると全福センターHP に入れます。

会員優待情報を閲覧する場合は、全福センター会員番号（ID：[redacted]　パスワード：[redacted]）を入力してログインしてください。

レジャー・トラベル　スポーツ　健康・介護　グルメ　カルチャー　くらし　保険　冠婚・葬祭　他
各種優待情報を提供しています。ご覧ください。

## Eternal Heart 株式会社セレモア

葬儀は事前のご相談・お見積りが安心です。

◇葬儀・生花・花輪・介護用品・引出物・贈答品・貸衣装等が割引になります。
お問合せ・資料請求　詳しい優待内容は下記へお問合せ下さい。
その際「多摩市勤労者市民共済会」の会員であることを伝えてください！　HP　セレモア　検索
☎0120-57-1121（24 時間受付）（担当：川口）
※共済会会員証の提示で京王百貨店Ｂ館 7Fの
聖蹟桜ヶ丘セレモピアンも優待価格でご利用になれます。
京王百貨店聖蹟桜ヶ丘店　Ｂ館7Ｆ　042-356-0300

| 特別割引項目 | 特典内容 | 特別割引項目 | 特典内容 |
|---|---|---|---|
| 白木祭壇 | 基本価格の３０%割引 | 仏壇･仏具･神棚 | 通常価格の５～20%割引 |
| 生花祭壇 | 基本価格の１０%割引 | お香・お線香・ローソク | 通常価格の5%割引 |
| 御寝棺 | 通常価格の３０%割引 | 創作骨壺 | 通常価格の20%割引 |
| 生花・花輪 | 定価の１０%割引 | 介護用品（レンタルは除く） | 定価の１０%割引 |
| 生花・花輪（ｻｰﾋﾞｽｴﾘｱ外） | 定価の５%割引 | 患者移送ｻｰﾋﾞｽ | ケアチャージの30%割引 |

# 優待・割引指定登録協力店一覧表

**指定登録協力店は会員の皆さんが相互に利用できるサービスです。**
**会員の方が「共済会会員証」を提示等することで優待や割引等で利用できます。**

例：ドリンク１杯無料！
代金合計の○%割引
入会金無料！ 工事代金○%割引
スタンプ2倍進呈！
手数料無料等々・・・・

会員・家族の皆さんが飲食や買物等で利用する時に、会員証の提示で優待や割引等をしていただける事業所を募集しています。優待・割引の条件はそれぞれのお店のお考えで設定できます。指定店になっていただくと、当会ホームページや会報に掲載され、お店のＰＲにもなりますので、ご利用ください！！

## 不動産管理業　親切,丁寧,笑顔が一番 桜総合管理㈱

多摩市鶴牧1-4-17 いずみビル1F
042-339-5811

特　典　仲介手数料20%引き
※会員と同伴者　※多摩市内(外)のお部屋探し！お任せ下さい！
営業時間　9:00～18:00
定休日　日・祝日(年末年始休み：12/29～1/5)
HP：http://www.sakura-kanri.co.jp

## 和食居酒屋 居酒屋　白水

多摩市和田2002-7
042-371-5232

特　典　ドリンク一杯サービス
※会員のみ　現金利用時のみ
営業時間　17:00～23:00
定休日　月曜日　店の前は大栗川と桜並木

## ㈲杉浦自動車

多摩市一ノ宮1-27-10
042-373-1251

特　典　車検・鈑金・塗装・一般修理
工賃の10%引き
※会員と同伴者及び会員紹介者
営業時間　9：00～18：00
定休日　日・祭・第2土曜日

## ガラス・サッシ業 ㈲サエキ

多摩市永山1-8-7
042-374-0633

特　典　防犯ガラス・ガラス修理　30%引き
※会員と同伴者　現金利用時のみ
営業時間　8:00～18:00
定休日　日・祝日

## 大田屋酒店 ヒロマルチェーン

多摩市連光寺1-20-8
042-375-8935

特　典　森伊蔵・魔王・村尾他有名焼酎、外国ﾋﾞｰﾙなど
会員価格販売　※会員本人のみ
現金利用時のみ
営業時間　9:00～21:00
定休日　第2水曜日

## パソコンスクール ｽﾀﾃﾞｨｰPCﾈｯﾄ聖蹟桜ヶ丘店

多摩市関戸4-7-8 エフティープラザ 2F
042-319-6819

特　典　入会月受講料無料(通常月3,150円)（別途コース料金必要）
※会員と同伴者、紹介者　※現金利用時のみ
営業時間　平日12:00～20:00　土・日曜10:00～17:00
定休日　火曜・祝祭日
HP：http://curioseiseki.web.fc2.com　※パソコンを初めて触る初心者から、就職に有利な"MOS"資格取得を目指す方まで幅広く学んで頂けます。

## 学習塾 私塾　多摩ロベルト

多摩市関戸4-9-10-1F
042-375-2375

特　典　入塾費無料　(10,000円～21,000円)
※会員と同伴者
営業時間　15:00～22:00
定休日　日曜日　※兄弟姉妹割引あり(月謝半額)
HP：www.tama-robert.com

## ｴｽﾃﾃｨｯｸｻﾛﾝ ビューティーリバース

多摩市永山1-8-17 ﾎﾞﾇｰﾙ永山3F
042-374-3058

特　典　初回の方　すべての技術料10%引き
※会員と同伴者　現金利用時のみ
営業時間　平日10:00～20:00(日曜は18:00まで)
定休日　月・祝日　HP：http://beautyreverse.com/

## ㈱アドバンスホーム

多摩市関戸4-24-7-1階
042-316-9352

特　典　・不動産調査レポート無料進呈（1回のみ）
・お住替え居住用ご購入ご売却仲介手数料半額
・賃貸集金代行管理一律3%（共用管理除く）
※会員・ご家族ご利用可　※会員証をご依頼相談時に必ず提示
営業時間　9：00～18:00　定休日　水(隔週火)
HP：https://www.ado1.jp/　メール：info@ado1.co.jp

## 産業用精密計量機の販売 ㈱東京ミュー精器

八王子市松木20-1
042-677-1380

特　典　据付調整費無料　優待価格(10%OFF以上)
※会員と同伴者
営業時間　9:00～17:00
定休日　土・日・祭日　※ご要望に合わせた計量ｼｽﾃﾑも提案できます。
HP：http://www.tokyomu.com　担当：高原まで

## ねこカフェ たまねこ

多摩市落合1-19-16 パーク多摩2F
042-316-5220

特　典　ドリンクサービス(300円)
※会員と同伴者　※現金利用時のみ
営業時間　12:00～20:30(19:30受付終了)
定休日　木曜日(臨時定休有)
HP：http://tamaneko.jp/

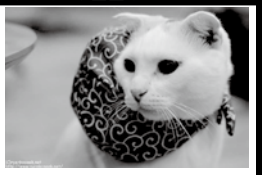

※協力店一覧情報は事前の予告なく、解除・優待変更される場合がございます。ご利用される場合は、各店舗に直接お問合せください。

| 事業所名 | 住所/TEL |
|---|---|
| ㈱キャリア・マム | 多摩市落合1-46-1 ココリア多摩センター5F 042-389-0220 |

特　典　キャリア・マム 保育室＆コワーキングスペース
「Cocoプレイス」月額会員登録料5,500円(税込)
⇒500円(税込)OFF　※会員本人のみ
営業時間　9:00～18:00
定休日　土・日・祝日
HP：http://www.c-mam.co.jp/cocoplace/

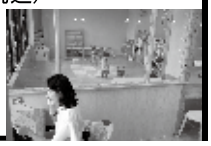

| 事業所名 | 住所/TEL |
|---|---|
| 悩みは弁護士が解決します!<br>多摩オリエンタル法律事務所 | 多摩市鶴牧1-4-17 いずみビル4FC<br>042-357-3561 |

特　典　法律相談初回に限り30分無料
（通常4,400円のところ）※会員本人のみ
営業時間　10：00～17:00　※事前予約制
定休日　土・日・祝日
HP：https://www.tama-oriental.jp
メール　info@tama-oriental.jp

## FUJIYAMA倶楽部

倶楽部事務局(予約・問合せ)
0120-364-229

富士急グループの遊園地、ゴルフ場やホテル等が「優待料金」でご利用できます。
特　典　※会員証提示で5名まで優待料金
または「FUJIYAMA倶楽部」HP より
ユーザーID「[redacted]」パスワード「[redacted]」で割引券を発行
優待施設：「富士急ハイランド」「さがみ湖リゾートプレジャーフォレスト」「ふじやま温泉」
「ホテルマウント富士」「富士ゴルフコース」等

## 東海汽船㈱

03-5472-9999

特　典　全航路・全等級乗船料の10%割引
※未就学児については無料（ただし座席を使用する場合は小人料金）
定休日　なし
電話にてサービスセンター名を告げて予約（乗船日2か月前から）

## 京王プラザホテル（多摩(R5.1閉館)・新宿・八王子）

多摩　042-374-5932
新宿　03-3344-0111
八王子042-656-6721

特　典　レストラン、バー・ラウンジ
飲食代金の10%を割引
※一部施設、特別プラン、食事券、お持ち帰り商品は除外（保存版P7を参照）
その他、詳細は直接お問合せください。　※12月31日～1月3日を除く

## 万葉たび倶楽部

予約・お問合せ
下記各施設TEL

特　典　優待料金で宿泊できます。
※予約時に共済会の会員であることを伝え、当日会員証を提示して下さい。
優待施設　「箱根湯本温泉天成園」0460-83-8511
「サンミ倶楽部」(熱海)0557-81-8000
「ニュー八景園」(伊豆長岡)055-948-1500
※優待料金等詳細は各施設にお問合せ下さい

※協力店一覧情報は事前の予告なく、解除・優待変更される場合がございます。ご利用される場合は、各店舗に直接お問合せください。


（一社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（略称:全福センター）会員の皆様へ　［2022年度版］

「全福ネット入院あんしん保険」のお知らせ　正式名称：団体総合生活保険（医療補償基本特約、がん補償基本特約、介護補償基本特約）

〈団体契約ならではのメリット!〉掛金（保険料）が割安　約28%の割引(※)が適用されます!　※団体割引20% 提携等による割引10%

団体保険契約期間　2022年6月1日午後4時～2023年6月1日午後4時まで

〈医療補償〉加入年齢：満5歳～満89歳（2022年6月1日時点の満年齢）
★健康状態告知事項が緩和され、ご加入しやすくなりました。
保険料例　入院保険金　日額 3,000円型（H3タイプ）
40歳　年間保険料 "6,230円"　月換算で約519円!
補償内容（H3タイプ）
病気・ケガで1日以上入院されたとき……日額 3,000円
病気・ケガにより手術を受けられたとき……1、3、12万円（手術の種類に応じてお支払い）
退院後通院されたとき……日額 2,000円
所定の先進医療を受けられたとき（実額払）…最高 200万円まで
日額 5,000円タイプ、10,000円タイプもあります

〈がん補償〉加入年齢：満5歳～満89歳（2022年6月1日時点の満年齢）
新規加入時の待機期間なし!
例 GN1タイプ　保険料例　40歳　年間保険料 "5,100円"　月換算で約425円!
補償内容（一部抜粋）　がんと診断確定されたとき……一時金 50万円
一時金100万円タイプ、抗がん剤治療補償特約付きタイプもあります

〈介護補償〉加入年齢：満5歳～満84歳（2022年6月1日時点の満年齢）
保険料例　介護補償保険金額 一時金100万円型（DG1タイプ）
60歳　年間保険料 "1,650円"

お申込み・詳細についてはこちらから!　WEB募集システム e-CHOICE
2022年3月1日より全福センターホームページ内からアクセスできます!!
（https://www.zenpuku.or.jp/service/detail?id=26231）

募集期間　新規募集期間 2022年3月1日～4月30日　募集期間が終了した後も、中途で毎月加入することができます。

・このご案内は団体総合生活保険（医療補償・がん補償・介護補償）の概要について説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「お手続きサイト」掲載の「重要事項説明書」をよくお読みください。
詳細についてご不明な点は右記募集代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
この保険契約は全福センターを保険契約者とし、全国センターの会員等を被保険者とする団体総合生活保険（医療補償基本特約、がん補償基本特約、介護補償基本特約）団体契約です。

お問い合わせ先
<募集代理店・幹事代理店>「全福ネット入院あんしん保険相談デスク」株式会社全福サポートサービス
フリーダイヤル：0120-055-512（土日祝日を除く10:00～16:00）

〈引受保険会社〉東京海上日動火災保険株式会社　21-T03202　2021年11月作成

～会員事業所様限定～　国の労災保険に上乗せする団体型労働災害共済
全福ワンコイン労災（正式名称：全福ネットあんしん労災）

～会員様限定～　経営者、個人事業主、一人親方、フリーランス向け傷害共済
全福ワンコイン傷害共済（正式名称：全福ネットあんしん傷害共済）

労災・傷害共済の詳細及びお申し込みにつきましては以下のホームページをご覧ください
https://zenpuku-rousai.jp/enter/

一般社団法人　全国中小企業勤労者福祉サービスセンター　共済元受け団体：友愛共済協同組合

お問合せ先　全福ワンコイン共済係　TEL:03-6659-5773　FAX:03-6908-7611

# 多摩市勤労者市民共済会規約

（目　的）
第１条　この規約は、事業所に勤務する従業員及び事業主の福利厚生の増進を図ることにより、雇用の安定と当該事業所の振興発展に寄与することを目的とする。
（定　義）
第２条　この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)　事業所　常時雇用されている従業員の数が、１００人以下の事業所（理事会で特に認めた場合を含む。）をいう。
(2)　勤労者　事業主及び従業員（事業主と生計を同じくする家族である従業員を含む、以下同じ。）をいう。
（名称、所在地）
第３条　本会は、多摩市勤労者市民共済会（以下「共済会」という。）と称し、事務局を多摩市役所内に置く。
（事　業）
第４条　共済会は、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)　会員の福利厚生に関する事業
(2)　会員の共済給付金に関する事業
(3)　会員に対する生活資金等の貸付あっせんに関する事業
(4)　その他、共済会の目的達成に必要な事業
（会員の資格）
第５条　共済会の会員となることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。
(1)　多摩市内に所在する事業所に勤務する勤労者
(2)　多摩市内居住者で、市外の事業所に勤務する従業員、又は事業主
（但し、勤務先がその区市の共済会等に加入していないこと。）
２　前項の規定にかかわらず次の各号の一に該当する者は、会員になることはできない。
(1)　期間を定めて雇用されている者
(2)　試用期間中の者
(3)　臨時、パートタイマー、その他これに準ずる者
（但し、事業主が特に推薦し、保証できるものはこの限りではない。この場合の雇用期間は、６ヶ月以上とする。）
(4)　その他会長が適当でないと認めたもの
（入会基準）
第６条　共済会の入会基準は、次のとおりとする。
(1)　多摩市内に所在する事業所の勤労者の加入については、事業所単位による団体加入を基本とする。
(2)　多摩市内居住者で、市外の事業所に勤務する勤労者の加入においては、個人加入とする。
（入会手続き）
第７条　共済会に加入しようとするものは、多摩市勤労者市民共済会加入申込書（第１号様式）及び、関係書類を会長に提出し承認を得なければならない。
２　会長は入会を承認したときは、会員証を交付するものとする。
（入会金及び会費）
第８条　入会金は、会員１人につき５００円とする。
２　共済会費は、会員１人につき月額５００円とする。
３　会費は、四半期ごと（４月、７月、１０月、１月）に一括して所定の方法により納付しなければならない。
４　納付された入会金及び会費は、特別な場合を除き返還しないものとする。
（資格の発生）
第９条　会員の資格は、第７条の加入手続きをした日に類する月の翌月１日から発生する。ただし、前第４条第２号の共済給付事業における共済給付権利の発生については、給付規程の定めるところによる。
（資格の喪失）
第１０条　会員が次の各号に該当する場合は、会員の資格を喪失する。
(1)　第５条の会員の資格を失ったとき。
(2)　共済会費を３ヶ月以上滞納したとき。
（変更の届出）
第１１条　会員は次に掲げる事項に変更が生じたときは、直ちにその旨を会長に届けなければならない。
(1)　事業所の名称、所在地、電話番号
(2)　会員の会費振替口座（取引金融機関）
(3)　会員の氏名及びその家族
(4)　その他会長が必要と認めた書類
（会員証の紛失等）
第１１条の２　会員は、会員証の紛失・破損・盗難があった場合は、速やかに会長に届け出て、再発行の手続きをとるものとする。
２　会員が前項の再発行の手続きを行うときは、理事会で別に定める再発行手数料を納入しなければならない。
（脱　会）
第１２条　共済会を脱会しようとする者は、会長に多摩市勤労者市民共済会脱会届（第２号様式）に会員証を添えて提出し、承認を得なければならない。
（除　名）
第１３条　会員が、次の各号の一に該当したときは理事会の決定により除名することができる。
(1)　会の事業を妨げる行為、又は妨げようとしたとき。
(2)　貸付及び共済給付事業その他について、虚偽の申請をしたとき。
(3)　会の規約に違反し、又は会の信用を失わせるような行為をしたとき。
（役　員）
第１４条　共済会に次の役員を置く。
(1)　理事　　１３名
(2)　監事　　２名
２　理事のうち、会長を１名、副会長を２名、総務部長、事業部長を各１名とする。
（顧　問）
第１５条　顧問は、共済会に対し特に功労のあった会長職、又は副会長職を在職期間３期６年以上の経験を有した者を理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
２　顧問は、理事会の相談に応じ、共済会を援助する。
(役員の選出)
第１６条　理事及び監事は、役員選任委員会において選任する。
２　理事の構成は、従業員、事業主１２名以内及び行政職１名とする。
３　監事は、会員より２名選出する。

4　会長、副会長は、全理事のうちから互選する。ただし、副会長１名は多摩市職員（市民経済部長職のもの）とする。
5　理事のうち、１人を総務部長、１人を事業部長とし、理事会の推薦をうけて、会長が選任する。
（役員の職務）
第１７条　会長は、共済会を代表し会務を統轄する。
2　副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。
3　総務部長は、会長の命を受け共済会の事務事業会計を司る。
4　事業部長は、会長の命を受け事業の執行を司る。
5　監事は、次の職を行う。
(1)　財産の状況を監査すること。
(2)　財産の状況または、業務執行についての不正な事実を発見したときは、これを理事会または市に報告すること。
(3)　前号の報告をするため、必要があるときは理事会の招集を請求すること。
（任　期）
第１８条　役員の任期は、２年とし再選を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
（役員の費用弁償）
第１９条　役員には、費用を弁償することができる。
（役員選任委員会）
第２０条　理事及び監事の選任を行うため、役員選任委員会を置く。
2　役員選任委員は、任期満了を迎える会長、副会長、総務部長、事業部長をもって、構成するものとする。
3　役員選任委員会は、会長が招集し、議長は、その都度役員選任委員の互選とする。
4　役員選任委員会は、新理事の選任を終えたとき、解散するものとする。
（機　関）
第２１条　共済会の適正な運営を図るため理事会を置く。
（理事会）
第２２条　理事会は、次に掲げる事項を議決する。
(1)　規約の制定及び改廃に関すること。
(2)　年度の事業計画及び、予算に関すること。
(3)　年度の事業報告及び、決算に関すること。
(4)　その他事業推進に必要な事項
2　前項（2）の規定にかかわらずやむを得ない事由があるときは、理事会の議決前においても会長の責任において、事業及び予算の執行ができるものとする。
（理事会の開催）
第２３条　理事会は、全理事をもって、構成し必要に応じて監事も出席できる。
2　理事会は、会長が招集し、議長は会長が行う。
3　理事会は、構成員の過半数の出席（委任状を含む）により成立し、議事は出席者の過半数により決定する。ただし、可否同数の場合は、議長の決定するところによる。
（事業の運営）
第２４条　会長は、第４条の事業を円滑に運営するため、必要により別に規定等を定めることができる。
（事業年度）
第２５条　共済会の年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終了する。
（経　費）
第２６条　共済会の経費は、入会金、共済会費、市補助金及びその他の収入をもって充てる。
（事務局）
第２７条　共済会の事務を円滑に処理するため、事務局を置く。
2　事務局を、多摩市役所経済観光課内に置く。
3　事務局長は、総務部長職にあるものを充てる。
4　事務局に必要な職員を置く。
5　事務局職員の服務等は、別に定める。
（解　散）
第２８条　共済会は、理事会において理事の４分の３以上の同意を得て解散する。
2　解散のときに存する残余財産の処分については、理事会の承認を得て、多摩市に帰属するものとする。
（委　任）
第２９条　この規約に定めのない事項については、必要に応じて会長が理事会に諮り定めることができる。

附　則
1　この規約は、昭和５９年６月１日から施行する。
2　共済会設立のときの役員の任期は、第１７条の規定にかかわらず、昭和６０年３月３１日までとする。
附　則
この規約は、昭和６０年６月１８日から施行し、昭和６０年４月１日から適用する。
附　則
この規約は、昭和６２年４月１日から施行する。
附　則
この規約は、平成３年４月１日から施行する。
附　則
この規約は、平成５年４月１日から施行する。
附　則
この規約は、平成６年４月１日から施行する。
附　則
この規約は、平成１１年４月１日から施行する。
附　則
この規約は、平成１５年４月１日から施行する。
附　則
この規約は、平成１５年５月１５日から施行する。
附　則
この規約は、平成２１年４月１日から施行し、同日から適用する。
附　則
この規約は、令和３年４月１４日から施行する。